

# 志波城古代公園 ご利用の皆様へのおねがい

(志波城古代公園 指定管理者) 志波城跡愛護協会  
盛岡市教育委員会

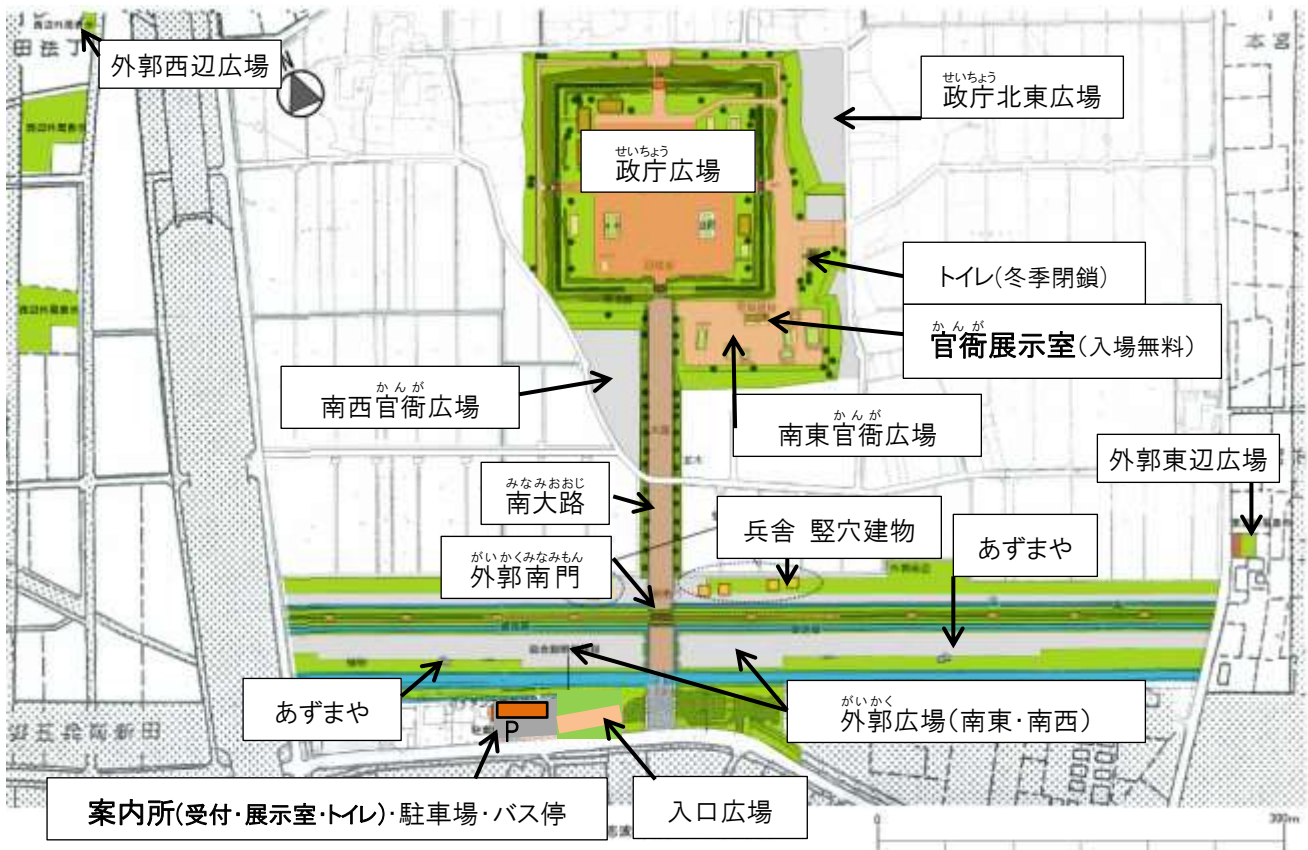
志波城古代公園は、今から 1200 年前の平安時代に桓武天皇の命を受けた坂上田村麻呂によって造られた志波城跡を、発掘調査成果に基づいて復元整備した歴史公園です。その歴史的重要性から国の史跡の指定を受けています。

皆さんが、いにしへの歴史にふれたり、レクリエーションを楽しんだりする公園です。マナーを守ってのご利用をお願いします。



しわまるくん

- 入場無料。史跡見学案内など無料で承ります。案内所員にご相談ください。
- 他のお客様のご迷惑にならないようにご利用ください。
- 犬の散歩は、糞は持ち帰り、他の利用者の迷惑にならないようご配慮ください。
- ゲートボール、グランドゴルフ、撮影など場所を占有する場合は、事前に案内所にご協議の上、利用申請手続きをお願いします。
- 指定場所以外への車両(自転車・バイクを含む)を乗り入れないでください。
- ゴミはお持ち帰りください。○園内は指定場所以外禁煙です。
- ご不明な点やお気づきの点がございましたら、案内所(電話 019-658-1710)または盛岡市教育委員会歴史文化課(電話 019-651-4111)にご連絡ください。



\* 車両は、案内所駐車場・南西官衙広場・政庁北東広場以外には入れないでください。

## **盛岡市歴史公園条例** (抜粋)

(禁止行為)

第3条 歴史公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 歴史公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (4) 指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (5) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(行為の制限)

第4条 歴史公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために歴史公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (5) 業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。

2 教育委員会は、歴史公園の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に反するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歴史公園の管理上適当でないとき。

3 教育委員会は、歴史公園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

## **盛岡市歴史公園管理運営規則** (抜粋)

第2条 盛岡市歴史公園条例（平成9年条例第34号。以下「条例」という。）第4条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市歴史公園使用許可申請書を教育長に提出しなければならない。

第3条 教育長は、条例第4条第1項の許可をしたときは、盛岡市歴史公園使用許可書を交付するものとする。